

シンポジウム報告2

弁護士からみた障害年金

池原 毅和（弁護士・学生無年金訴訟弁護団、

全国精神障害者家族連合会顧問弁護士）

弁護士の池原と申します。普段は、「全国精神障害者家族連合会」、精神障害の方の「家族の会」のいろいろな法律相談をお受けするのが一番大きな仕事です。障害のある人の問題の中でも、どちらかという精神の障害の人の方からアプローチを始めたという経緯かもしれません。

実は、橋本先生と偶然知り合ったのは、アメリカのカリフォルニアに精神障害の人や障害者の問題を勉強に行こうと思って行った時に、ちょうど先生がカリフォルニア州立大学バークレー校にいらした時期で、そこで知り合いました。

アメリカでは、障害のある人たちの自立生活運動が歴史的に展開されていて、そんなこともあって、今から10年以上も前の話ですが、ほかの障害一般の人たちの問題にもかかわり始めて、現在は特に精神障

害だけに限定しているわけではありません。

ただ、そういう経緯もあるので、私は今日ここで学生無年金(注6)障害者の裁判について少しお話をしようと思います。

精神の障害の人、身体の障害の人、いろいろな障害の方の中には学生時代に障害が起きてしまつて、かつ学生という特殊な立場から制度のはざまに入つて、無年金になつてしまつたという人たちが数多く存在します。そういう人の裁判を担当してきました。

しかし、振り返りますと、この裁判は平成13年に起こした裁判でして、その裁判に先立って審査請求、再審査請求という行政不服申し立てをしていまして、かれこれ7年、平成10年ぐらいからやってきましたことになるかもしれません。この「学生無年金訴訟」を大きく分けて三つの観点からお話したいと思います。

一つは、「憲法訴訟」(注7)としての学生無年金者訴訟という問題。もう一つは、「初診日」という問題にかかわる無年金の問題。三つ目は、そういう不服申し立てとか裁判を障害者を持っている当事者の方が進めていくことの困難

●注6 学生無年金

従来、20歳を過ぎても学生のうち国民年金への加入は任意であったため、未加入の間に障害状態となり、資格要件が不足しているために、障害年金を受給できない無年金者障害者を生むこととなった。平成3年4月より学生も強制加入となり、平成12年には学生の保険料納付特例制度が設けられたことにより、無年金者を生まない仕組みとなっている。

さについてお話をしてみたい。

## 1 「憲法問題」としての学生無年金者問題

最初に、憲法訴訟というか、憲法問題としての学生障害者年金無年金問題です。これは全国各地で平成13年に裁判を起こしまして、最初、東京地裁は憲法違反を認めて、われわれの側に勝訴判決を出している。それに引き続いて、新潟地方裁判所も憲法違反の判断を示した。さらに続いて、広島地方裁判所も憲法違反の判断を下しました。

そのあと、残念ながら東京地裁の違憲判断に国が控訴して、東京高裁に係属して、東京高裁は一番の判決を覆しまして、憲法違反ではないという判断を下した。その結果、その後は、残念ながら全国各地で起こっている地裁の裁判については、憲法違反ではないという判断がずっと続いてしまっている。

私自身が担当している、精神の障害の方の無年金訴訟も実は今月27日に東京地裁で判決がありますが、どのような判断が下されるか非常に注目される

### ●注7 憲法訴訟

憲法訴訟とは、一般的に、個別の争訟において、争いの内容が憲法に違反するかどうかの判断を含んでいるものをいう。法令等が憲法の趣旨に合致しているかを判断する違憲立法審査やその手続きをとらずに、通常の裁判内で付随的に違憲性が問われるものであり、裁判所の判断も必要な範囲にとどまる。

ところです。なかなか東京高裁の判断を覆すところまで至るかどうかは疑問があるかもしれませんが。この憲法問題を考えるときに三つぐらいの観点があると思います。

(1) 「立法不作為」の観点

一つは立法不作為という問題です。

任意加入の問題

実は国民年金法は昭和34年につくられた当時に、20歳を過ぎて学生である者については強制加入の対象にしない。厳密に言えば「強制適用」と言うようですが、強制的に国民年金に入らなければいけないという前提をとらないで、任意加入です。つまり、入りたければ入ってよろしい。でも、特に入ろうとしない限りは年金に入らない状態にあることになります。

そういう任意加入という制度を置いてしまったために、若い方が多いのですが、私の世代、大体40代後半から50代ぐらいの昭和30年代後半から40年代に学生になっていた人たちの98%以上は国民年金に加入していませんでした。残念ながら、加入できることも知らない状態でした。

私は学生時代に障害を負わなかったからよかったです。例えば体育の時間に頸椎を骨折してしまっ

て身体に障害を負う、あるいは友達とドライブに行つて交通事故で障害を負つてしまう、あるいは精神障害の病気がそのころに発病してしまうことになりますと、無年金が発生してしまうことになる。いわば、当時の学生は完全に無防備な状態に置かれていたわけです。

実は、裁判をやつていてこつけいだと思つたのですが、恐らく担当している裁判官も学生時代に年金に加入していなかつたはずで、学生で加入しているのは極めてまれでした。

では、何で学生を強制加入にしないで、任意加入の状態にしておいたのか。国側の立法趣旨の説明では、学生は稼働能力がない。要するに仕事をしていないのだから、自分で年金を納めるだけの力がないだろう。生計的に稼働能力のない人に国民年金法を強制的に適用して納付金を徴収することは酷だから、原則として適用しないで、どうしても入りたい人だけ入つてもよろしい、とした。

従つて、任意加入するためには必ず年金を納めなければいけない。免除(注8)という制度は存在していなかつたわけです。ですから、本当に国民年金に加

●注8 免除

保険料納付が困難な低所得者に対する措置として、国民年金の第1号被保険者にのみ適用される制度。その性質上、次の三つに分けられ、いずれも追納が可能。

①法定免除制度

要件に該当すれば法律上当然に保険料が全額免除される制度。1級・2級の障害年金の受給権者や生活保護法による生活扶助を受けている者などが該当し、届出のみすれば足りる。

②申請免除制度

所得が一定額を下回る場合は、申請により保険料が免除される制度。本人だけでなく、配偶者や世帯主のいずれかに ついても同要件に該当しなければならず、所得金額により、全額を免除するものと半額を免除するものがある。平成18年7月からは、新たに4分の

入しようと思うのであれば、当時は任意加入をして、かつ年金の掛け金を納付しなければいけない。そうすると、例えば地方から東京の大学に子供を進学させて、学費もかかるし下宿代もかかる、その上、年金まで払わなければいけないとなると、現実に任意加入制度を知っていても年金に加入することはかなり困難だったという状況もありました。

そういうことで、情報が不十分であったり、制度的にも現実的になかなか年金を納めることが難しいという状態があつて、大多数の、ほとんど100%近い学生が国民年金に加入しないままの状態でした。

従つて、私たちがやっている裁判の原告になつている人たちは、先ほど申し上げたように交通事故で障害を負つたとか、あるいは体育の時間に障害を負つてしまったとか、精神障害になつてしまったという方が出てきたわけです。

それは考えてみますと、本当は、年金制度を作るときに、そういうことが起こり得ることは想定可能であつた。最近はやりの言葉で言えば、想定外の範囲内の事柄です。

実は、窓口業務でも、ある原告の人はわざわざ区役所の窓口まで行って、

1免除及び4分の3免除が追加され、都合4段階の免除制度となった。

### ③納付特例制度

若年者の未加入・未納対策として新たにできた制度。後に追納することを期待して、申請することにより、学生期間中は保険料納付を要しないとする「学生納付特例制度」(平成12年改正で創設)と、平成27年6月までの時限措置として、30歳未満の第1号被保険者の保険料納付を猶予する「若齢者納付猶予制度」(平成16年改正で創設)がある。ただし、これらは、将来保険料の追納しなければ、年金額には反映されない。

なお、学生納付特例及び若齢者納付猶予の期間中に、障害となつたり死亡した場合には、障害基礎年金又は遺族基礎年金が保障される。

「国民年金に入りたいたいのですけど」と言ったら、「あなたは学生だし、卒業すれば多分厚生年金に入るのだから、無駄になってしまいうからやめておいたほうがいいですよ」という指導（いわゆる通算制度（注9））をしたところもあったという話もエピソードとしてあります。だから、全く大多数の人は入っていないわけですね。

### 不平等拡大を放置していた責任

しかし、必ずある一定の割合で、例えば10万人単位の人口に対して障害のある人が何%ぐらい発生するかは統計的に明らかですから、法律を作った時から学生の障害無年金者が生じることはよく考えればわかったことだった。ですから、われわれの裁判の中では「立法不作為」と言っています。不作為という言葉は少し難しいですが、何もしないでほったらかしにしておくという意味です。つまり直さなければいけないものを直さない状態に放置しておく、それを不作為と理解していいと思います。

本当は国民年金法を昭和34年に作った時に、作る行為の中にそもそも間違

### ●注9 通算制度

昭和36年に国民皆年金体制になってから、昭和61年に基礎年金制度が導入されるまでの間、複数の年金制度を渡り歩いた結果、いずれの年金制度からも受給資格を得られないことのないよう、各年金制度の加入期間を通算できるようにした制度。なお、通算の対象となった年金制度は、国民年金、厚生年金保険、船員保険、国家公務員共済組合、市町村共済組合、私立学校教職員共済組合、公共企業体職員等共済組合、農林漁業団体職員共済組合の8つ。

いがあった。だから、不作為ではなくて、むしろ最初から間違ったものを作ったと言ってもいいかもしれないという主張も少ししています。しかし、さすがに昭和34年当時に大学生はそんなに数は多くなかった。従って、学生の障害無年金者が発生するという数はそんなに多くなかった。だから、最初から間違いがあったというのは、立法者に対して酷な要求かもしれない。

しかし、そういう法律を5年、10年、15年使ってみているうちに、学生の障害無年金者が発生するという事実は認識可能でしたから、従って、ある時期まで来たら当然、国は「ここに穴が開いているからふさがなければいけない」と考えなければいけなかった。それをしなかった。つまり、それを不作為と言わけてです。それが憲法に違反している。本来は、国がそういう不平等な結果が生じないようにする措置をとらなければいけないのに、不平等がどんどん拡大していくのを放置していたという責任があるだろう。それが立法不作為の本質的なことです。

### 裁判所の判決

これが、東京地裁の最初の判決では、昭和60年の年金法改正の時には少なくともその時点で十分に認識できたし、改正する必要性があった。なのに直さなかったから憲法違反だということを証明したわけです。しかし残念ながら、東京高裁以降の判決では「多少の格差はあったかもしれない。しかしそれは

国会、立法府の裁量の範囲内というか、いろいろなことを勘案して判断する許容範囲の中の問題であつて、憲法違反とまで言うべき状態ではないだろう」という判断になってしまった。

そこに加味されている要素は、もともと国民年金法は老齢に備えることを想定して基本設計をしているので、障害年金は付加的に付けているものだから、その障害年金制度をどのようにするかはかなり広範な裁量が許される。そのような傍論、横に添える説明として付け加えられています。現在、一番先をいつている裁判は、東京地裁と高裁で負けた判決が今、最高裁に上告中ですので、これについて最高裁がどのような判断を下すか、非常に興味を引かれるところです。

最高裁の判例では、実は立法不作為については一義的に誤りであることが明白である、つまり、憲法の条文の要求からしてこのような法律を作らなければいけないということが一義的、こういうことをすることが誰の目にも明らかだというときは立法不作為は憲法違反になるということ非常に狭い。逆に言うと、日本の最高裁は立法府にすぐ遠慮している。要するに国会がやることに基本的には口を差し挟まないという、司法消極主義という態度を貫いてきているので、果たして最高裁がどう判断するかは注意をしていかなければいけないことだと思います。

## (2) 国民の所得保障の枠組み問題

憲法問題の2番目です。そもそも障害のある国民の所得保障をどういう枠組みで考えていったらいいのか。これも、この裁判の実質的な大きな問題です。

というのは、国が裁判の中で「障害年金はもらえないかもしれないけれども、生活保護（注10）が最終的にはもらえるのならば、それでいいではないか。だから、実質的に原告はそんなに困っていないでしょう」という論拠も提示しています。

しかし、これは特に精神障害の人について言うと、生活保護があれば足りるのか、障害年金をもらえることに合理的な意味があるのか。それは非常に大きな問題です。

私が担当している原告の方々には、仕事をして例えば月に16万円とか17万円というお金を稼げるだけの力が残念ながらありません。そうすると、彼らは生活保護をもらいながら細々とアルバイトをしますと、月に7万円とか8万円ぐらい得られる可能性があります。しかし、もし生活保護をもらいながら7万円アルバイトをすると、アルバイトした分は生活保護費が削られて、東京ですと全体として15万円に収まっています。

●注10 生活保護

戦後の民主化政策として、昭和25年に生活保護法が施行された。憲法25条の生存権保障規定に基づき、最低限度の生活が営めない低所得世帯または個人に対して生活保護費を支給するなど、国が生活、教育、住宅、医療、出産、生業、葬祭の7つの部面において扶助することを規定している。保護基準は、世帯構成や世帯員の年齢、性別、地域など個々の事情を勘案して、具体的に決められる。

働く立場からすると、病気を負いながら病気が悪くならないように、ストレスがかかり過ぎないようにと思つて、体にも注意しながら一生懸命仕事をした成果は、実は何もしないで生活保護をもらつているときと結果として同じです。一生懸命働いて7万円を手に入れると、足りない分の8万円が生活保護から出る。いっぽう何もしないでいると、15万円が生活保護から出る。そうになると、何のために自分は働いているのだろうかという情としては率直に感じてしまいます。

ところが、これが障害年金をもらつている人だと、例えば8万円とか9万円の障害年金をもらつても8万円の仕事をすると、自分の全体の収入は16万円になります。そうすると、仕事をした分だけ、自分の生活を自分の力で豊かにしたという実感を持てる。あるいは、もし10万円の仕事をすれば障害年金と合わせて17万円とか18万円の所得が得られることになって、自分が仕事をして生活を支えたという実感が確実に大きくなる。

そういう意味で、やはり単純に生活保護がもらえればいいじゃないかという議論はやや乱暴な議論で、もう少し、障害年金とナショナル・ミニマムを支える生活保護との関係をよく整理したり考えていく必要があるのではないか。

そういうことで、その裁判の中では、憲法違反という論点とはやや違いますが、憲法25条の要求する所得保障とはどういうものであるべきかという議論があります。

(3) マイノリティの最低限の利益は誰が守るのか — 裁判所の責任・役割

最後の3番目は、これはまた立法不作為の問題にやや逆戻りしますが、いろいろな障害のある人の「年金訴訟」あるいは「人権に関する裁判」をわれわれがこれから起こしているときに、裁判所がどういう役割を果たすべきかが大きく問われてきます。

といいますのは、公式な統計では日本に障害のある人が大体600万人ちよつといっているとになっています。正式な統計の数字として1億2千万人の中に600万で、700万人を超えていないと思います。もちろん、その家族とか関係者を含めれば、それなりの一大勢力ですが、障害を持っている人たちは決してマジョリティ、多数派ではないわけです。

ですから、最近の国会の状況を見てもおわかりのように、多数決が機能する領域では、多数派ではない障害のある人の意見はどうしても通りにくい。国の政治に反映させるといっても結局少数派になってしまうてできない。そうすると、そういう少数派の意見とか守ってもらわなければいけない最低限の利益は誰が守るのか。それは憲法の人権規定に基づいて、多数派が何と言おうとこれは侵してはいけない最低限の利益だ、人間としての尊厳だと認める、保障することが必要です。本当はそれを保障すべき立場にあるのが裁判所です。

つまり、多数決では常に排斥されてしまうけれど、多数決をもってしても奪ってはいけない人間の尊厳や最低限の利益を保障するための役割を担っているのが裁判所ですから、この領域の問題について裁判所はもっと鋭敏に積極的に動いてもらわないと、国全体の動きとしては正しくないと私は思います。恐らく憲法学的な理解ではそのように考えてよろしいだろう。ただ残念ながら、最初に申し上げたように、日本の裁判所は非常に謙虚というか抑制的というか消極的で、国会の裁量で決められている。基本的に内閣の裁量によって決める。本当にやむにやまれないときだけ、裁判所は一言「間違いはありませんか？」と言う程度が、日本の今までの戦後の裁判所の動きです。やはり、障害者問題についてはもう少し裁判所に、裁判所の役割を自覚してもらおうような動きが必要ではないかと思えます。

## 2 「初診日」問題

初診日（注11）問題が2番目の大きな柱です。

今、東京の精神障害の人の地方裁判所の判決に期待しているのは、「初診日問題」を裁判所がどう判断するかということです。初診日問題についての判断はいくつか学生無年金裁判の中で出てきています。

### 東京地方裁判所の「初診日」についての判決

一つは、東京の身体障害の人の裁判で、つぎのように「初診日」を見ています。

その人は、特殊な脳腫瘍を持って、学生の時にその脳腫瘍が非常に大きくなって意識不明状態になって身体障害になってしまった。ただ、この人は高校1年生の時に眼科にかかっています。仮性近視で視力が落ちてきたと眼科の病院に行った。それを、裁判になってそのお父さんが一生懸命頑張って、お医者さんにいろいろと分析してもらいました。

言うまでもなく、がん細胞は細胞分裂して増えていきます。1個が2個、2個が4個、4個が8個と増えていきますね。そうすると逆算していくと、現在のがん細胞の細胞数から最初の1個の細胞が発生した時期を推定できるわけです。つまり今8個あったとしたら、2倍になるのにどれだけの時間がかかったかを計算して、逆算すると1個だったのいつだったかがわかります。そして、その高校のころにすでに脳の中に脳腫瘍が発生していたことが科学的に証明できました。

#### ●注11 初診日

障害年金の受給要件を考へる際の「初診日」とは、条文中「疾病にかかり又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれに起因する疾病(傷病)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日」であり、この時点で国民年金の被保険者等であることが求められる。また、初診日は、障害認定日の起算日や保険料納付要件の基準日であるなど、障害年金制度上極めて重要な意義がある。現行の障害年金制度が「初診日主義」といわれるのはこのためである。

東京の地方裁判所は、この人については憲法違反問題を言うまでもなく、高校生の時に眼科に視力検査に行ったのは、結局は仮性近視ではなくて脳腫瘍の最初の影響が出ていたと認定して、「初診日」だと考えた。

初診日は、その障害の原因となった傷病について、最初に医師または歯科医師の診療を受けた日という定義になっています。脳外科に行ったり、脳神経内科に行ったりは、眼科に行っただけでなく、それは別に目の治療で行ったのではなくて、実は脳腫瘍の初期症状としての初診に相当するといふ解釈だったわけです。ただ、これは初診日の解釈としては、必ずしもそんなに斬新な解釈ではなかったかもしれない。

従って、同じ共同原告になっていた、脳の中の血管の奇形に基づく障害を負った人については、その脳の血管の奇形は恐らく生まれてまもなく発生していたであろうと推定されました。しかし、その事実には明確な医学的裏付けがなかったことと、そのことについて医者にかかったという記録がなかったため、その人については初診日を否定して、敗訴するという結果になりました。

#### 福岡地方裁判所の「初診日」についての判決

昨年か今年、正確な日付は忘れましたが、同じ学生無年金訴訟が福岡であって、福岡の統合失調症の

人について比較的面白い判断ができました。

この判断は、「初診日」は、その病気について医師または歯科医師の診療を受けた日でなければいけないという前提は少なくとも崩していないのですが、この原告についてはカルテも何もなくなっています。つまり、客観的な時間の流れから見たとき、当時作られていたはずの記録はすべて失われている。

ただ、ご本人とご家族の陳述書、確かにこういうことがあつてそこに通つていましたという証言があつて、行つたという医者の方でも確かにそれを受けたという証言をしてきていた。それ以外のいくつかの証拠が、その言っていることと矛盾していない。多分、証拠の認定として、残された証拠とか証言を総合すると多分、確かに高校時代にある特定の内科のお医者さんに「夜、よく眠れない」と言つて、病院に行つて薬をもらつてきただろうと推定しました。

そこから先は結構ラフな認定ですが、不眠というのは統合失調症の比較的初期に現れる症状だから、多分、統合失調症についての最初の症状がその時に出ていて、内科の医者に行つたのだろうという事実を認定して、初診日だという認定をしたわけです。

だから、これは法律の要件自体は解釈を変えていないのですが、絶対にカルテがなければいけないか、あるいは客観的な資料がなければいけないということをかかなり緩めて、周りの人の証言である程度合理的に推認できればいいという認定の仕方をしています。

### 特例法による無年金障害者についての「初診日」認定

実は最近、学生無年金訴訟のあとで、特例法を作って無年金障害者になった人については、年金額の半分ぐらいですが給付金（注12）がもらえるという法律ができました。この法律の認定を最近うかがうと、20年前とか30年前の話前提にするので当然カルテはなくなってしまっていますから、信頼のおける第三者証人2人の証言があれば、その医療機関への受診の事実を認めるという運用がされるようになってきたということです。

直接確認していませんが、ある障害者団体の方から漏れ聞いたところですが、少し面白い認定の仕方だと思えます。

### 専門医の診療を受けていないのに「初診日」を認定した事例

私が担当した東京の事件はもっと状況が悪くて、実はお医者さんにまったく行ってない。だから、「医師または歯科医師の診療を受けたこと」を要件にするとすれば、どう頑張っても初診日は認めてもらえない。ただ、その関

### ●注12 特別障害者給付金

平成3年3月以前の学生及び昭和61年3月以前の被用者等の配偶者（サラリーマンの妻）は国民年金の任意加入の対象であった。このため、これらの人が任意加入していなかった期間内に初診日がある傷病によって障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある人でも、受給要件を満たさないことから、障害基礎年金が支給されなかった。その後、学生無年金訴訟などの判決を契機に、平成16年に、「特定障害者に対する特別障害給付金に関する法律」が施行され、福祉的な措置としての「特別障害給付金制度」創設された。この特別障害給付金は、65歳に達する日の前日までに当該障害の状態に該当すれば申請によって支給されるが、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などを受給でき

係で今までの先例を調べてみると、平成10年よりも少し前だったと思います  
が、社会保険審査会の再審査請求の事例で、同じ統合失調の人ですが、専門  
医の診療を受けるべき状態にあったと認められれば、初診日があるとしてよ  
いという判断が出ています。そのあと国は裁判所に不服申し立てをしていな  
いので、判断として確定しています。

どうということかというのと、その人の場合も実際にはお医者さんに行ってい  
なかつたのですが、専門医の診療を受けるべき状態にあったことが、あとか  
ら現在の病状からさかのぼってみると、あるいは当時の家族とか本人の状況  
の話聞いてみると、多分その時に警察官が来ていろいろな問題が起こった  
りとか、学校に行かなくなったりとか、いろいろな変な言動が出てきたりと  
いうことで、専門医の診療を受けるべき状態にあったと認められたので、初  
診日があるという話です。これは非常に一歩踏み出した判断で、現実にお医  
者さんに行っていなくてもいいということですよ。

平成8年に社会保険庁で開いている障害認定医の専門家会議があつて、そ  
こでの発言録の中に、国側の答弁として、「精神障害の初診日については、発

る人はこの制度の対象となら  
ない。

支給額は、障害基礎年金よ  
りも低額な、障害基礎年金の  
1級に相当する人は月額5万  
円（2級相当の1・25倍）、2  
級に相当する人は月額4万円。  
請求の窓口は、住所地の市区  
役所・町村役場。

病日をもって初診日としていいという取り扱いとしていただきたい」という答申が出ていた。さらに言う、最近国が裁判の中で弁明しているのが、「知的障害については厳密に初診日を要求していないが、それは先天的な障害であることが明らかであるから、わざわざ初診日を要求しなくてもいい」という答弁をしています。

そういうことを総合すると、今回、地裁の判決に期待しているのは、20歳前に発病していること、あるいは20歳前に専門医の診察を受けるべき状態にあることが事後的にせよ明らかに証明できるというケースについては、現実には医師・歯科医師の診療を受けていなくてもよしとする判断を裁判所が出してくれないかと期待しています。それが2番目です。

### 3 裁判手続、権利擁護手続へのバックアップの緊急性

3番目に申し上げたかったのは、この学生無年金の裁判を最初の手続からすると、すでに7年間ぐらやっています。精神障害の人がこういうことをずっと7年間も続けていくことは非常に困難です。実際に、最初に「無年金」の訴えをやっていきましようと思集まったグループの精神障害の人の10人のうち8人は途中で、ストレスで耐えられないからとてもやっていけませんと、脱落してやめていくわけです。

病気を悪くしてまで裁判をしてもしょうがないからということをやめてしまう。

だから、こういう障害のある人たちの裁判手続、権利擁護手続を進めていくときに、どういうふうにも精神的にも経済的にもいろいろな部分でバックアップしてあげることが非常に大事なことです。それがなのまま、ただ、裁判をやりましょう、だけでは現実にはなかなか先に進めないところがあります。若い皆さんの協力を得られるといいなと思っております。

橋本　すごく重要なところなので、あとの時間でまたぜひ補足していただきたいと思えます。「学生無年金」については皆さんに資料をだいぶ付けております。私のゼミの学生が努力して作成した資料です。裁判の合憲とか判断の基準等も書いてございますので、あとで休憩時間にお読みいただいて後半の討議に参加していただければと思います。

初診日、いつが初診かというのは、バイクで引っ繰り返ったというような場合ははっきりしています。しかし統合失調症とか、今お話があつたように長い潜伏期間があるような場合の初診は大変難しい、証明も難しい。そこがどうなっていくか、それは青木さんからも指摘があるところだと思えます。

また、当該「初診」ということは、その疾病と障害について相当因果関係がないと認められないということがありますので、その辺の理解も議論の中で深めていただきたいと思います。

一言だけ付け加えますと、池原先生は国民年金の学生無年金についてみんな知らなかったとおっしゃ

いますが、世代が上の私はよく知っていました。私は学生時代から社会保障に興味を持っていたからかもしれませんが、よく知っていて、保険料は財政投融资に回るから、あんなものには入るなどみんなに知っていました。社会運動もそういう方向にありました。そういう時代にあった人がそのことにどういう責任を感じているのか。自分でも解決できないでいますが、心にかかっている問題であることをこの際自白しておきたいと思います。

いろいろなご意見があると思います。後半でまた皆さんのお話をうかがいたいと思います。続きまして、青木さんからよろしくお願いいたします。